

大阪府営吹田竹見台住宅 要求水準書（入居者移転支援編）に対する質問回答

平成21年11月25日

NO	頁	大	中	小	他	タイトル	質問・意見	回答
1	9 29	第2 第4	5 4	(2) (1)		業務内容	仮移転期間中の業務に、仮移転者の安否状況の確認がありますが、これは9ページ記載の通り府営住宅への仮移転者を除く、ということによろしいのでしょうか。29ページには、安否状況確認の対象者が明記されていません。	ご理解の通りです。
2	11	第3	1			業務対象期間	入札説明書の予定スケジュールでは、第一工区既存住宅の解体・撤去、PFI事業者による第一工区活用地譲渡は平成22年度とあり、要求水準書（入居者移転支援業務編）では、仮移転期間は入居可能日（仮移転説明会の開催（特定事業契約締結の翌月の予定）の翌月1日）から6ヶ月以内とする、とあります。仮移転期間が6ヶ月必要となれば、その後の第一工区既存住宅の解体撤去期間は、仮移転説明会の開催から6ヶ月を経過してから着手し、平成23年3月末日までに完了させる、ということになりますか。	入札説明書の予定スケジュールは、期限ではなく、事業スケジュール上目安となる年度を示しております。提案時にご提出いただく事業工程表では、仮移転期間は6ヶ月としていただきます。なお、第一工区の活用地の所有権移転が適正性審査（平成22年4月予定）から1年以上経過した場合、第二工区と同様、鑑定等を参考に算出した売却時点の実勢価格との比較を行います。
3	11 21 34	第3 第3 第5	1 4 1	(5)		業務対象期間 業務内容（第二工区） 業務対象期間	入札説明書の予定スケジュールでは、平成24年度に第一工区建替住宅の経営開始、第一工区への本移転、平成25年度に第二工区既存住宅の解体・撤去とあります。また、要求水準書では第一工区本移転支援業務の業務対象期間は本移転可能日の2ヵ月後まで、仮移転先の補修業務の補修期間は3ヶ月以内、第二工区仮移転支援業務の業務対象期間は入居可能日から6ヶ月以内、とあります。この第一工区本移転支援業務、仮移転先補修業務、第二工区仮移転支援業務の業務期間はそれぞれ独立した期間を設定する必要があるのでしょうか。それとも重複した業務工程を立案することが可能なのでしょうか。	仮移転期間6ヶ月と本移転期間2ヶ月はそれぞれ確保することとしますが、仮移転先の補修期間については仮移転及び本移転期間と重複した業務工程とすることが可能です。

大阪府営吹田竹見台住宅 要求水準書（入居者移転支援編）に対する質問回答

平成21年11月25日

NO	頁	大	中	小	他	タイトル	質問・意見	回答
4	19	第3	4	(5)		業務内容（第一工区	基本補修内容に『新品の手すりの設置』とありますが、I型、L型等の仕様について開示願います。	手すりはL型仕様とします。